

再開 午後 3時31分

○委員長（小林博文君） それでは、休憩を閉じて会議を再開します。

続きまして、教育福祉委員会に付託されました陳情5—3 コロナ禍、物価高騰により生活が困窮している方への経済対策のお願いする陳情書を議題とします。

協議に入る前に、事務局に陳情の概要について説明させます。伊村さん。

○書記（伊村智子君） 事務局の伊村です。陳情について、概要を説明させていただきます。

受付番号、陳情5—3、件名は、コロナ禍、物価高騰により生活が困窮している方への経済対策のお願いする陳情書でございます。

受付日は、令和5年4月18日です。陳情者は、山本紘之様です。

陳情の趣旨ですが、「職を失い、生活が困窮している方への免税、補償・給付型の対応をお願い致します。」として、「所得税、市民税、国民健康保険料、国民年金の免税」「生活困窮者を救う制度が生活保護以外ないので、多くの方が生活保護を受け取れるようにする。生活困窮者から市が自家用車を5万円で買い取り、その後リース契約を結び、車を保持した上で、生活保護を受けとれる制度を作る。」「後継者が不在の企業・店舗にジョブギャランティープログラムを設置」としています。

私からの概要等の説明は以上です。

○委員長（小林博文君） ありがとうございます。

審査に入る前に、陳情の提出者より趣旨説明をしたいとの申出がありましたので、陳情者より趣旨説明をお受けいたします。

それでは、提出者の山本紘之様より陳情の趣旨説明をお願いいたします。はい、お願いします。

○陳情者（山本紘之君） この陳情書を皆さん読まれている前提で、ちょっとお話しさせていただきます。

さっき事務局の方が言われた所得税云々くんぬんと生活者困窮と後継者不在のジョブギャランティープログラムという話がありましたけども、そちらは以下、参考意見ですので、あくまでこれをやってくださいというわけではなくて、参考意見としてくださいということをちょっと言っておきます。

今回の趣旨は、職を失い、生活を困窮している方がいるので、免税とか、補償・給付型、実際お金とか、そういうふうに給付するような方向に姿勢を動いてほしいということが主な

陳情内容であります。

なので、そういった取組をお願いしますということが主な趣旨です。それに至った根拠となるのが生活保護の稼働率と市営住宅の運営の稼働率の低さ、あと緊急小口の貸付金の件数についてです。

一番最初に言うのが緊急小口貸付金の状況についてです。

資料だと、2ページ目のデータのところをちょっと参照していただければ分かると思うんですけども、600件ほどのコロナ禍での申請がありました。ここにも書いてあるんですけども、借金をしないと生活ができないほどの生活ってどういうようなものを想像されるかということが一番大事だと思うところです。

僕もそうでしたけども、収入が断たれて、税金も払えない、水道、光熱水費も払えない。じゃ、どうやって生活していこうか。今、自分たちが持っているスキルで今まで生活してきたんですけど、そのスキルが使えないということになるので、所得を稼ぐにも、そのスキルを封印された状態で就職活動をしなければいけないとか、就職先もそんなにすぐ見つかるわけではない。そういったところで苦しいということが600世帯、最低でもあったということをご承知しておいていただきたいです。その600世帯というのは、皆さんの選挙区で多分1,000票を取れるぐらいの人たちです。

なので、そういった人たちを見捨ててというんですか、切り離して、コロナ終わったからそのまんま、今後の経済の成り行きで頑張っていきましょうというのは少し考えてください、ストップしてくださいということでの陳情になります。

市営住宅の稼働率も、ほぼほぼこの住宅が、住む場所も難しいという、借金をしてでも生活をしなきゃならないという状況がたくさんいるのに、市営住宅がその中でも稼働していないということで、市営住宅のハードルの高さ、なおかつそれが稼働していないということなので、ただ、表向きやっていますよというだけの張りぼてに、形骸化していることも少し皆さまにちょっと意識してもらいたいということです。

それについては、違う陳情書、5の、僕は、今回6件陳情書を出したわけで、その中の1件に入っているので、もしそれが本会議にかけられたときは、それも含め、検討していただきたいなと思います。

まず、そののアスタリスクの参考意見に入る前ですけど、免税とか補償とか、給付型の対応ということの意義というのを少しお話ししたいなと思います。

なぜ補助金じゃ駄目なのかということなんですけど、補助金の場合はいくまで自分が出し

て、それに対して補助するというものなので、元手がないと、補助金って受けられないんですよ。でも、その元手がなくて困っているので、給付型にしてくださいと申し上げています。あと免税というのは、分かりやすい、そのまま手元の可処分所得に残るので、生活のために使えます。

なので、そういった形での経済対策をお願いしたいと思っています。よく言われる経済規模とかと言われる形になると、あくまでお金が動いた分になって、実質のよく経済学で言う真水と言われる部分が全く少ない形になってしまうと、やるだけやりましたという格好だけで、実際の人たちに何せお金が行き渡らないということが多々国の政策でありましたので、ぜひとも免税とか補償とか、給付型の経済対策をお願いしたいと言っているところでございます。

また、財源とかってそのときに多々言われるんで、だから最初から言っておきますけども、地方財政法の二百何条だったか、僕は、ちょっとそこら辺覚えていないので、後で事務局に確認すれば分かると思うんですけども、災害と認定することで、新たに県とか、国から地方債の発行を認められたりとか、交付金が出てきますので、そういったことを利用してお金を引っ張ってくるとか、あと実質公債比率か、債券の比率が菊川市の場合は10%以下なので、18%までは自治体の権限で発行することができます。それを考えたら、まだ財源には余裕があるので、そういったこともできるんじゃないかなということです。

また、債券というのは10年債が基本なので、10年後、菊川がもっと豊かになっていけば、その債券も返すのが余裕になってくると思うので、そういった後々が豊かに、収入が多くなれば、借金の額が同じでも、比率的には低くなるということも考えて、建設的なちょっと議論をお願いしたいなと思っています。

また、債券について、前の議会、委員会でちょっとお話しされたんですけども、比率を10%以下にするまで、今まで大変だったって言われたんですけども、税金を取って、あまり市民にお金を発行しないというんですか、付与しないというのは、経済からお金を取ってってそのままにするというんですか、経済にお金を流していかないという形になるので、経済の中からお金が消えていくということも踏まえて考えてほしいです。

もう少し平たく言うと、誰かの支出は誰かの収入になるので、市の支出は、住民、菊川市の収入になるんですよ。もっと具体的に言うと、僕が200万で車を買ったら、僕は200万の支出ですけど、車メーカーには200万の収入があるということなので、市が支出しているということは、誰かの収入になっているんですね。

なので、今、国民がデフレの経済化の中で、皆さんの懐が、市民の懐が寂しい、余裕がないという方がたくさんいるので、今はそちらのほうを優先して、懐を暖めてもらって、回復してから、10年間の余裕があるんで、その10年で豊かになってもらって、そこから稼いだら、まず経済対策として税金を取っていくということも、10年、20年考えて、少し考えていただきたいなと思います。

以上です。

○委員長（小林博文君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について、質問のある方は挙手の上、ご発言ください。委員の方から質問ありますか。

今の、ちょっと私からいいですか。1つ、先ほどありました災害について、申請をすれば補助が受けられるという件なんですけど、あくまでも自然災害を想定してのたしか制度だったと思います。

そうすると、国が認められないと想定する中で受けて、それをコロナとして、この独自に菊川市とか、静岡県だけで受けられるかどうかというところがあるかと思うんですが、その辺はどういうところを、それともう一つ、もう一点、市債を発行すれば何とか財源は取れるんじゃないかということで、地方自治体としては、目的を持った教育債とか建設債とかという形ではある程度認められておりますが、国のようにお金が足らなくなったので国債をとというような制度がありませんけども、その辺の市債というのはどの辺を想定しているのか、その2点ちょっと教えて下さい。

はい。

○陳情者（山本紘之君） 災害の認定というのは、一応コロナ禍で2点、東京都でコロナを災害として認定しましたし、あともう一個、どこだったか、ちょっともう一件忘れちゃったけど、前例がありますので、コロナを災害と認めないというのは不利ができるんじゃないかなと思いますし、この状態を見て災害と思わない心境というのも少しちょっと僕は理解、あまりし難いかなって思いますね。

○委員長（小林博文君） いわゆる国が指定するものですから。

○陳情者（山本紘之君） してもらったのが、それで自衛隊とか派遣してもらって、何というんですか。

○委員長（小林博文君） 自然災害として。

○陳情者（山本紘之君） その他自然災害の枠に入っています。

○委員長（小林博文君） それをコロナでも自然災害等々に認められた何か事例が、事実があるんですか。

○陳情者（山本紘之君） あるので、ちょっと調べてくれれば分かると思うんですけども、そういう事例があるので、そこら辺は問題ないかなと思います。

あと債券なんですけども、そこら辺、細かい財政の、僕も財政のプロでもないし、専門家でもないんですけども、実質公債比率から見たら明らかに余裕があると、菊川市はまだ。

なので、そののこのところを使えるように手続とかしてくれるのが行政の、政治家さんの仕事なのかなと思いますね、お金を引っ張ってくるのが。

なので、そこら辺のことは、ぜひ市民を救うためにもお金を引っ張ってこようという気概を政治家さんの皆さまに、議員さんの皆さまにちょっと見せていただければうれしいかなと思います。

あとは、そのお金を出す出さないというのももちろんあるんですけども、それ以上に議員の方々は困っている人を救う気があるのかというのが少し疑問に思っています。要は、やりたくないから、財源のせいにしてやらないというような考え方があるということあまり認めたくはないんですけども、結局それで否決になってしまうというのが、結構前回もそういう感じで言われてしまったので、残念だなと思います。僕が、例えば、子どもはいないですけど、子どもが困っているのであれば、借金してでも今の子どもを守ろうと僕は思います。

なので、借金があるから国民を救わない、市民を救わないという選択というのは少し心がない選択肢なのかなと僕は思っています。

○委員長（小林博文君） すみません。繰り返しになるんですけど、その制度として、市が単独で現金を、収入を得るための市債を出せないということについては承知していただいておりますでしょうか。

○陳情者（山本紘之君） 市民のために、例えば今の現状、その手続の仕方、いろいろ財政法をちょっといろいろ読ませてもらったんですけども、そのときに何かしかこつけて、何というんですか、名目をつけてお金を引き出しているみたいな政治のやり方というのでも幾つか見えてきて、その参考書をちょっと忘れちゃいましたけども、そういったところもあるので、そういったので何が何でもそういう国を救う、市民を救うためにもお金を持ってくるんだというような気で、いろいろお金を持ってくるやり方を考えていただきたいなというのも含めてお願いします。

○委員長（小林博文君） はい、分かりました。

そのほか皆さんから何かありますか。いいですか。よろしいです。1番 渥美委員。

○1番(渥美嘉樹君) 1番 渥美です。こちらの陳情事項の以下参考意見で、この2個目、3個目がちょっと自分、興味深いなと思ったんですけども、生活困窮者の方が、生活保護の方が車に乗れないというのと、あと後継者の問題、この2つなんですけど、これは何か実体験というか、こういうのを提案されたのは何か理由があつてというか、それをちょっとお聞きできればと。

○陳情者(山本紘之君) はい、分かりました。1つ目の生活困窮者のことなんですけど、僕、今回コロナのことで、生活保護を含めて支援をお願いしようと考えた時期があります。そのときに、僕、個人事業主なので、車を使って野菜とか、荷物を取り行ったりする形で生活するというか、仕事上、どうしても車が欲しい。でも、生活保護になると、車を手放さなきゃいけないってなったときに、仕事ができなくなっちゃうんですよ。そうなったときに、車を維持するにはどうしたらいいかなと思ったときに、持ちゃいけないだったら、リースだったら、今リースという事業もあるので、それだったら持つてはないけど、借りているから使えるんじゃないかなと思ってちょっと提案させてもらった形であります。

なので、自分もそのときに車を手放さなきゃいけないので、市が何台売って、その売ったお金を5万円ずつ毎月切り崩して行って、その切り崩したやつがなくなったら5万円を、リース料払ってやっていけばいいかなという形なので、そうすれば生活保護というのが少し受けやすくなるんじゃないかなと思います。

生活保護を受けるに当たって、俺、生活保護を受けているわみたいなのがなっちゃうと、恥とか、恥ずかしいとなってますけど、でも、それって必要な権利を行使しているだけなので、恥ずかしいことじゃないですよということも含めて、認識できるように皆さんで言ってもらいたいですね。生活保護を受けるのは恥でも何でもなくて、社会制度の一部なんだという認識をしてもらいたいなって思います。

次に、ジョブギャランティープログラムなんですけども、飲食で言ったら今週、今月でたりますさんも閉まっちゃったりとか、高齢者なんか、天野家さんなんか結構70、そろそろ年で、かがやさんも後継者がいなくて結局閉めちゃったりするんですけども、何でかという、1人でやっていたりすると、従業員を雇うお金がないんですよ。でも。

[発言する者なし]

○陳情者(山本紘之君) たります、今月末で終了です。

[発言する者なし]

○陳情者（山本紘之君） ええ。なので、そのときに、たるますのは味って皆さんおいしいわと、思い出とかいろいろあると思うんですけど、それを継がそうにも継いでくれる人を雇うお金がないので、公務員として3年間だけ雇って、それでそういう人たちの維持、オーナーは引退して、その人がやるようになれば後継者も育てられるんじゃないかなというところでこういうふう提案させてもらいました。

以上です。

○委員長（小林博文君） そのほか質問ありますか。5番 渡辺委員。

○5番（渡辺 修君） 5番 渡辺です。とにかくコロナ禍で、大変苦勞されている方は多いということで、私の周りにもそういうことの実例がありますので、よく分かりますけども、例えばこの市営住宅の運営についてということで、改善ということですけども、公営住宅法があって、この市で。

○委員長（小林博文君） 市営住宅、ちょっと待ってよ。

○陳情者（山本紘之君） それは多分違う。

○委員長（小林博文君） 違う請願なんで、ちょっと審査から省きます。

○5番（渡辺 修君） すみません。

○陳情者（山本紘之君） それは多分向こうで、さっき話をして。

○5番（渡辺 修君） ああ、すみません。

○陳情者（山本紘之君） すみません。分けました、陳情書を。

〔「市営住宅」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小林博文君） 市営住宅、関係ない。

○陳情者（山本紘之君） そうそう、市営住宅のやつは、それだけ市民が困窮しているかみたいなことをちょっと知ってもらいたくて掲載したデータであって、その運営方法については、また別の陳情書で書いてありますので。

○委員長（小林博文君） ここはなしで。

○陳情者（山本紘之君） なしでというか、一応アピールポイントといいますか、こういうふうな大変な人がたくさんいますよって、なおかつ。

○委員長（小林博文君） さっき言ったあれですね、参考意見。

○陳情者（山本紘之君） そうそう、参考意見で。はい、そうです。セーフティーネットとしてあまり使われていないから、困っている人が本当ににっちもさっちもいかないという実情を知ってもらいたくて掲載したところです。

○委員長（小林博文君） 10番 赤堀委員。

○10番（赤堀 博君） 10番 赤堀です。ご苦労さまでした。山本さん、支援とかあれば、いわゆる福祉課、社会福祉協議会で一時生活再建費とか、そういったいろいろな枠があるんですが、とてもそんなじゃ間に合わないですかね。

○陳情者（山本紘之君） ああ、そうですね。間に合わないですね。緊急小口交付金も20万とかなので、マックスで、普通に生活していて20万で、皆さんがどういう生活しているか分からないんですけども、3年というコロナ禍で、一時的に20万円をもらっただけで3年過ごせますかという話なので、明らかにちょっと足りないですし、いろいろあったとしても、結局いろいろ条件をつけられて漏れてしまう人もいます。

なので、そういった人たちをぜひとも、今回調査ではないですけど、いろんな人に適応できるような行政の進め方をしていただきたいなという陳情でございます。

○委員長（小林博文君） よろしいですか。そのほかございますか。よろしいでしょうか。13番 倉部委員。

○13番（倉部光世君） 13番です。行政でいろいろコロナのお金とかでいろんな補助金を、十分じゃないかもしれないんですけども、出しているわけですけど、その辺はある程度把握されているんですか。

○陳情者（山本紘之君） ああ、そうですね。僕もいろいろ補助金とか受けられないかと思って手当たり次第、全部補助金だったりとかってお願いしましたけど、結局貸付けが基本になるんですよ。その後、返せない、返す見込みがないんですよ。

なので、借りた時点で、ああ、この後も借金取りに追われるんじゃないですけど、それも分かっているので、使おうにも使えないですよ。自分がコロナで職場を失うかもしれない。失ったら、返すものも返せないし、どうしようという形で、条件が多いですし、事業経営者に関して結構貸付けがあって、今度の6月から、今月から借金返済が始まります、僕も。その借金返済をするために、いつもどおりの売上げが上がったかといったら、コロナ前、以下です。僕の努力が足りないのかもしれませんが、まだまだコロナ禍で苦しんでいる人はたくさんいるので、社会保障というものにもう少し実益な、自分たちに入ってくるような形で実現させていただきたいなと思っております。

○13番（倉部光世君） もう一点いいですか。

○委員長（小林博文君） はい、どうぞ。13番 倉部委員。

○13番（倉部光世君） 事業に対してと生活に対して、両方ということ。

- 陳情者（山本紘之君） 今回に関しては、事業に対しては、ほかの陳情書で出しましたので、今回は生活保護。
- 13番（倉部光世君） なるほど全般的にね。
- 陳情者（山本紘之君） はい。
- 13番（倉部光世君） 結局おっしゃりたいのは、事業にしてもうまくいかない、大変だったし、事業がうまくいかないと、生活できないですよ。
- 陳情者（山本紘之君） できない。ええ。
- 13番（倉部光世君） この生活が変わってくるよというお話ですよ。
- 陳情者（山本紘之君） ああ、そうです。今回、僕の形で言わせてもらったんですけど、飲食店でアルバイトをしたりとか、そういうところで生活を賄っていたバイトの子たちは完全に切られてしまったので、新しい場所を見つけるかもしれないですけど、そんなに、だからといって恵まれたですか、裕福な生活をしているわけでもないですし、健康で文化的な生活をする、憲法で保障されているわけなので、ぎりぎりの生活をしろという形には、今メッセージ的にはちょっと感じています。その補助金の在り方とか、説明されたときに、あなたこれだけあるから生活できるでしょうみたいな形であって、いや、多少いい物を食べたりとか、お酒も飲みたいしってあるけど、それも駄目なのかという話になるので、なので、健康で文化的な生活を送るために必要なお金というのをもう少し上限上げて考えていただきたいという内容で、そういう気持ちを込めて書いた内容でもあります。
- 委員長（小林博文君） よろしいですか。10番 赤堀委員。
- 10番（赤堀 博君） 10番 赤堀です。先ほど渥美委員が車のことを言われましたけど、菊川あたりで車を持っていると、生活保護の対象にならんですか。
- 陳情者（山本紘之君） ならんです。それを話してくださいと、一応そのところへ行って、話聞いて、自分がその対象になったので、だから車を手放すことになりますと、その代わり原付はオーケーになると。
- 10番（赤堀 博君） 原付は。
- 陳情者（山本紘之君） 原付はオーケーなんですけど、僕の場合は仕事でも使っていて、大きな荷物を運びたいので、原付じゃちょっと運べないということなので、この辺で生活していると、大きな荷物を運ぶことってあるじゃないですか、それもできないので、生活保護とか、そういうものに対してもうちょっと窓口を広げていただくことでも救われる人とかいるんじゃないかなと思います。20代、30代の死因とかは、1番は自殺なので、自分の命を絶つ

ている人がメインなので、そういう人を少しでも減らしていただきたいと、そういうところにしっかり目を向けて、蓋をするんじゃないでなくて、これだけやったからいいやではなくて、ちょっとその後の経過も見ていただきたいかなと思います。

○委員長（小林博文君） 13番 倉部委員。

○13番（倉部光世君） 13番 倉部です。担当課から、生活保護の制度上、就業のために必要であると、利用を認めていますということを私ちょっと聞いたことがあるんですけども、それには当てはまらなかったんですか。

○陳情者（山本紘之君） そういうものをいろいろ、何というんですか、基本的にはあまり生活保護を受けてほしくないみたいな感じで説明があるので、そういうのをこっちが言わないと、教えてくれないんじゃないかなって感じでしたね。分からないです。僕の受けた感じであれですけど、でも、いろいろそういった方の声があるところを聞くと、生活保護をあんまり多くしたくないというような圧力みたいのは何かあるということは聞いたことがありますね。

○委員長（小林博文君） 5番 渡辺委員。

○5番（渡辺 修君） 5番 渡辺です。前に生活保護のことを講師の人なんかで聞いたときに、車は駄目だと、さっき言ったリースはオーケーだけど、そのほかに通勤に必要不可欠であったり、病気で通院するとか、自営業で必要不可欠な場合、審査すれば認められるというのをちょっと前なので、変わっていたら何ですけど、それがあると思いますので。

○陳情者（山本紘之君） そういった説明を僕は受けなかったです、言っても。車あると、駄目ですよと言うだけで。

○5番（渡辺 修君） そうですね。

○陳情者（山本紘之君） はい。

○5番（渡辺 修君） ですので、その条件として、自営業で必要ですということで申請すれば通る場合があると思いますので、ぜひその辺は活用して。

○陳情者（山本紘之君） ああ、そうですか。おかげさまで。

○委員長（小林博文君） 質疑をお願いします。

○陳情者（山本紘之君） おかげさまで、僕のほうはそれなりには生活できるんで、生活保護に当てはまらないレベルになったんで、個人的には、さっきは当てはまる当てはまらない話になっちゃって申し訳ないんですけども、そういった車あるなしじゃなくて、ほかの理由、様々な理由で、本当は生活保護必要なぐらいのレベルなのにはじかれている人がいるということも認知していただきたいなど、その裏づけとしての緊急小口貸付金の多さに比べて、

生活保護の受給が少ないということなのかなと思います。

○委員長（小林博文君） ほかにありますか。織部委員、よろしいですか。12番 織部委員。

○12番（織部光男君） 12番 織部です。この山本さんの陳情というのは、国に対しても言いたいような内容で分かるんですけども、市でやるべきことと国でやるべきこと、国については、この令和5年度の6月の補正予算でも上げてきたんですけども、かなりシングル的な方とか所得が落ちた方とか、そういう方に対しての補助金を出すということを議論したんです。そういった市の今やっていることについては、理解はある程度されているんですか。

○陳情者（山本紘之君） 僕の範囲で、自分事であったので、自分が分かる範囲では、ネットで検索したりとか、市のホームページを見て、自分が当てはまるか当てはまらないかみたいな形での検索はして、一応どんな人が使えるのかというのは検索知っているつもりではありますが、これが市で扱える問題ではないのであれば、地方自治法の第99条に従って上告をお願いしたいと思います。市でできないのであれば、国会に対して上告ができるのが多分地方自治法の第99条で決まっているので、そちらを使っただけとうれしいかなと思います。

○委員長（小林博文君） 12番 織部光男委員。

○12番（織部光男君） 12番 織部です。今の国に対しての意見書のことを言っているわけですか。

○陳情者（山本紘之君） もし、こっちの菊川市では扱えない問題であるのであれば、そういった方法で、国会議員、衆議院議員なんですけど、のほうに上告をお願いできればうれしいかなと、お願いできればなと思います。

○委員長（小林博文君） 12番 織部光男委員。

○12番（織部光男君） 12番 織部です。国に対して意見書を出すというのは、もちろん我々議会としてはできることなものですから、それはやらなきゃいけないと思うんですよ。コロナ禍で、政府がいろいろな補助金を本当に、財政規律を乱してまで出しているわけですね、今。

○陳情者（山本紘之君） ええ、そうですね。

○12番（織部光男君） ここに生活保護のことも書いてありましたけど、菊川市の場合で、生活保護を受けている方は高齢者ばかりなんですよ。若い働いている方というのは、生活保護を受けていません。ほとんどいません。ゼロに近いです。

○陳情者（山本紘之君） ええ。

○12番（織部光男君）　　ということはどういうことかということなんですけど、高齢者で働けないという方がほとんどで、若い方々は何とかこの田舎での物価で何とかやっていると、山本さん言うように、生活保護に関して、私は、国民の権利で、憲法で保障されていることです。堂々とその辺、対象になる方はもらうべきだと、何でも恥でもない、そういう考えはあります。

だから、山本さんという意見は、私も賛同はするんですよ。でも、具体的に議会として陳情を、それじゃどういう形ですかということになると、かなり難しいです。

だから、具体的にどのようなことを希望されているんですか、この陳情を出したことでよって。

○陳情者（山本紘之君）　　具体的にですか。

○12番（織部光男君）　　ええ。

○陳情者（山本紘之君）　　具体的にですと、生活保護でちょっと、その前に一つだけちょっと反論をさせてもらいたいですけど、高齢者が受給しているのは、労働してお金を稼ぐ支援がないからもらえるんであって、あなた稼げるでしょうということで追い返されることが多々ということが、いろいろな自分が集めた証拠の中で言われています。

要は、若い人は、基本的にはあなた働けるんだから、働いてよということ追いつかれて、基本的には受給者にならないというのが高齢者ばかりが受給の対象になる、受給者になっていることかなということ少し一つ反論させてもらいたいということと、一番この陳情を出したときの狙いという部分でしたけども、それについてお答えすると、法律のことだったりとかということに対していろいろ制度をつくるというのは物すごくハードルが高いです。それがこの陳情一本でどうにかなるものだと、僕だって思っていない。

でも、コロナ終わっても、このまんま政府のやり方で、そのまんまついていけば終わるんじゃないかというようなことだけは思っほしくないんですね。まだ困っている人もいます。そこで、コロナで生活を壊された人もいます。まだ修復できない人もいます。そういうことを踏まえて、政治を考えていただきたいです。

だから、今度予算するときもそういったことを頭の念頭に入れて、そういった制度をつくらせてもらったりとか、そういうようなものに予算を取ろうという議員の人たちが一人でも増えてほしいというのが実際の本音です。

なので、それで何とかしようというよりは、議員の皆さんが上から下りてきた補助金とかの政策とかを使うから新しい法案を通すとかという形とかではなく、まだ困っている人たち

がいるから、そういうことも念頭に、次の議会とかでそういう予算を組むような動きをしてほしいというのが僕の本音です。いろいろここに書いてありますけど、これはあくまで参考意見で、こういうふうなことも考えているんだなという程度で思っしてほしいんですけども、なので、今回の陳情は、その対応をお願いしますというふうになっているんですね。

なので、どういうふうな形で困っている人たちにアプローチするかは皆さんが考えていただいて、市役所の人でできることがあると思うのでやっていただいて、そっちの方向に少しシフトするという口約束ごとじゃないですけど、ふうに可決されたときにはしてもらいたいです。こういう方向にも動きますよという約束事が僕の今回の陳情書の狙いです。

だから、これによって実際、事実的なものがどう動いていくかというよりは、皆さんがこういう方向にも考えて、こういうことにも予算を組もうという動きが、動きますよという約束をちょっとしてもらいたいというところが僕の本音です。これで満足でしょうかではなくて、そこです。

○委員長（小林博文君） 12番 織部光男委員。

○12番（織部光男君） 12番 織部です。コロナ対策として交付金とか補助金とかということで、行政のほうはいろいろ考えて振り分けているわけです。そういったときに、私も個人的に市民の苦しい方に払うべきだということはいつも主張しています。山本さんが言うように、単費を使って、単費というのは一般財源のことなんですけども、その一般財源を使って困っている方に出すという、そういったことが、公債費が余裕があるとかということを行いましたけども、私は、全くないと思っているんですよ。そういった金は使えないと、菊川市はね。

だから、私は、事業に対して不要なものはやるなという意見を今までもしてきたんです。市民のために使わなければということを書いてきているんですよ。総務建設で何年も、下水道もそうですけども、全てそういう話をしてきました。

○委員長（小林博文君） 質疑をお願いします。

○12番（織部光男君） うん。ですから、山本さんが言わんとしているところは分かります。分かりますけども、菊川市のことを考えれば、もう少し具体的にしたほうがいいと思います、これ。いろんなことを羅列するんでなくて、もっと的を絞って、この人たちにということ、商売をやっている人たちに対して200万、もう返済期限が来ちゃっていますから、それが払えないで困っている方も大勢いるわけですよ。そういったことをやるんでなくて、給付型にしろということも分かります。ありとあらゆることを考えながら、行政は行政なりにやって、

我々議員もそれなりなことはやっているつもりでいるんですよ。

ですから、そこが難しくて、なかなか山本さんの要望には添えないということで、ある意味で我々実際にやっている人間に対してもう少し具体的に、細かいところで指摘をしていただきたいというのが私の要望です。

○委員長（小林博文君） 要望、これに対する。はい。

○陳情者（山本紘之君） 要望ということだったんですけども、細かいことに対して多分、今回のこういうことをやってほしいという参考意見が多分細かいことだと思うんですけど、一番手続だけでできるのが具体的に細かいことと言ったら、要は、税金の免税、減税をお願いしたいというのが具体的なお願いです。

以上です。

○委員長（小林博文君） 質問がございますか。よろしいですか。

[発言する者なし]

○委員長（小林博文君） はい。それでは、本陳情について協議いたします。陳情者の方は、退席もしくは傍聴されるようであれば後ろの席へお願いいたします。

○陳情者（山本紘之君） 時間まででいい、自分で退席してもいいですか。

○委員長（小林博文君） 大丈夫です。

○陳情者（山本紘之君） じゃ、そしたらちょっと時間まで聞かせてもらいます。

○委員長（小林博文君） それでは、本陳情について、皆さんからご意見を伺いたいと思います。ご意見のある方は挙手の上、ご発言ください。15番 内田委員。

○15番（内田 隆君） 15番です。教育福祉という立場で見たときに、これ全部見ても、多分政府の緩和化をもう少し考えてもらいたいというぐらいのことしか考えられないんですけど、例えば税金の話言ったら、これ教育福祉の範疇じゃなくなってくるもので、そこはそういう形で話をすればよろしいんですかね。

○委員長（小林博文君） そうですね。ちょっと付託されているもので、生活困窮というところが入っていますので、その内容で出てきていますので、その辺も全く無視してというわけにはいかないと思いますが、ある程度加味した上での生活困窮者に対するの対応ということで皆さんからご審議させていただければと思いますが、ちなみにこの件について、執行部側に問い合わせしているところ、市民税、国民健康保険税の免除についての見解が出ております。税負担の公平性の観点から、また国民健康保険税は完全な目的制であり、日本国憲法第30条「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。」と表記されており、税金は、

国や地方団体を維持し、発展させていくために欠かせないものである。憲法では、税金を納めることは国民の義務と定めていますので、免税は行えませんと、また納税の義務、教育の義務、勤労の義務は、国民の三大義務であるということです。免税は行えませんが、納税相談等の受付はしておりますと、所得税、国民年金は国の扱いであり、市としては対応が難しいというような見解も出ております。

すみません。そんな形ですが、皆さん意見ございますか。12番 織部光男委員。

○12番（織部光男君） 12番 織部ですけども、今の執行部の説明ですけども、もちろん所得税、働かなければ所得はなきゃ納めませんので、市民税は1年遅れで払わなきゃいけないということがあって、ただ、これは厳密に言うと、どうだろうね。部分的にというか、一時的に停止というような、それがあるでしょう。

○委員長（小林博文君） 納税相談等は受け付けている。その中で、話をする中であるんです。

○12番（織部光男君） あるはずなんですネ。

○委員長（小林博文君） はい。

○12番（織部光男君） だから、国民年金なんかは免税といっても、実際払っていない方が随分いるわけなんですよ、これ払えないというのは。国民健康保険は払っていないものだから、病院にもかかれなないと、これは本当に問題だと思うわけね。自分の健康に関することに対して、これが企業なんかに行っている人は全然社会保険で問題はないけども、国民健康保険の方は、ちょっと今1万5,000円ぐらいですか、大変だと思うんですね。

だから、こういうところの救済というのができれば本当にいいと思うんだけど、今、内田委員が言うように、我々の管轄するところじゃないということになれば、議論するべきところは、ほかのところの生活保護の問題だとかね。

だから、山本さん自身自身で相談に立つことだったけども、駄目だったというような、そういう例はたくさんあるとは思いますが。あるとは思って、窓口の方が基本的な権利だと、国民の権利だと、減額することも地裁では違法だというような判断もありますし、そういったことを考えると、山本さんが言わんとしているところも十分理解はできるんですね。

だから、じゃ我々がそのために何ができるかということになると、別なんですよね。ちょっとやれることがあるかなというような、国に対しての意見書を出すということに対して、じゃどの項目で出すかということになるんですよ。

ただ、市営住宅については市の問題だし、だから国に対して出すべき問題というのがどうい問題があるかということとは吟味しなきゃならないし、難しい陳情だなど、私は読んで思

いました。

○委員長（小林博文君） そのほかどうでしょうか。ご意見ございますか。1番 渥美委員。

○1番（渥美嘉樹君） 1番 渥美です。今回主な陳情としては、職を失って生活が困窮している方への免税と補償と給付の対応ということなんですが、この3つのあくまで参考ということなんですけど、3つある中で、どれも財源が必要となってくる中で、この陳情の中では、令和3年6月の陳情書の中でも書いていただいたんですけど、財源の確保のやり方があるんですよというような考え方も示していただいております。

一方で、国がお金を発行できるという特性があるんですけど、市の話だと、この前の災害認定というやり方はあると思うんですけど、実質的に財源の問題というのはかなりハードルが高いというのがこの実質的な問題じゃないかなと思ってまして、なので、この財源の問題がハードルが高いという意味において、このご提案というのがなかなかハードルが高いんじゃないかなと、そのように思っています。

一方で、今回教育福祉委員会に陳情をいただいたということで、その中で一番教育福祉委員会として取り組んでいける可能性があるなと思ったのが生活困窮者の生活保護の方の車がいろいろルール、所有は、基本は許されていないけど、ただ、例外もあるんだよというようなルールの中で実態がどうなっているのか、山本さんのときには、それ駄目ですよって言われたということがあったんですけど、そういったこともあるので、この生活保護の実態がちゃんとルールにのっとって行われているのかというのは委員会としてちょっと調査というか、確認するということはできるんじゃないかなと思いました。

以上です。

○委員長（小林博文君） 13番 倉部委員。

○13番（倉部光世君） 13番です。生活保護というのは、あくまでも生活を立て直すためのお金ですよ。本当に働けない病気の方とか、本当に働けないという方は、働けるまでずっと支給されるということで、できれば若い方とか、働ける方は、働ける状態に持っていくための支援のお金ということで国のほうでも考えられているので、じゃそれをどこまで多くの方に出していけるかというところに細かい基準があって、判定をする方がいて判定されているので、この人は出たけど、この人は出ないというのはもちろんあるのかもしれないんですけど、予算のときにいつも何人希望あって、何人採択になりましたという報告あるんですけど、それでだんだん、あれ、予定より少ないよねとか、決算のときに言うと、ああ、自立されたのかというお話ももちろんあるものですから、確かに制度が細かくて、一般の方に

分かりづらいというのは確かだと思うので、あと担当者が知識の中でも違っていたりとかするということがあってはいけないので、その辺は皆さん平等な審査をして、平等にお金をお渡しして、自分が自立できる気持ちに変わっていくように、お金だけじゃなくて、いろんな今相談支援とかもあって、もちろん本当孤立してしまう方はいますけど、周りでこういうセーフティーネットをしっかりと組んでいかなきゃいけないというのは本当に実際思うところではありますので、何かその辺、生活保護一本だけで考えても、なかなか法律で決まっている内容なので、じゃそこに菊川市で、単費で、あなた困っているのですよ、じゃ出す人は一体どういう基準でやっているんですかって言っていくと、またこれなかなか難しい線引きになるので、今回いろんな給付金もここまでここまでというラインがどうしてもできてしまうので、その端境にいる方が一番大変かなとは思いますが、どうやってそういう方を救ってあげればいいのか、ただ、お金を出せばいいかという、またそうでもないでしょうし、国のほうでは、生活保護をもらう前にいろんな給付金とかがあるので、まずそういうのを相談して、それがもらえなかったら生活保護ですという、この最低の生活を守るためのお金ということのこのルールが本来それでいいのかどうかというのは、困っている人にはどんどん出してあげればいけないかという学者さんもお話聞いたことはあります。そんな線引いて、けちけちしていないで、本当に困っている人はどんどん出して、早く自立させてあげればいけないかと言っている方もいるので、その辺、私たちがどう取り組んであげればいいのかはちょっと難しいなと思いますけど、今回コロナ禍で、特にそういう方も際立ってきているというのは、山本さんから課題をいただいたわけですので、今後どうやって取り組んでいくかという課題で、これをこのままどういう形で私たちが受け止めて上げてあげばいいかは、ちょっとなかなか難しいかなと。

○委員長（小林博文君） 12番 織部光男委員。

○12番（織部光男君） 12番 織部です。令和5年度の補正予算で、民生費ということで、今回出ているやつで、山本さん言うように、住民税非課税世帯、これ1世帯3万円、2,500世帯に計上しているんですね。

それと、先ほど話があった仕事を失ってという、それが家計急変世帯ということで、これが1人3万円の支給に充てています。これが予定とすれば、20世帯です。これが補正で組んでいるんですけども、国のほうから出ているのは8,200万、菊川市の一般財源から2,100万で、トータル1億300万ぐらい出ているわけですね。

だから、これが山本さんが言う福祉という、民生費という、まさに言っていることだと思

うんですよ。だから、この額をもっと上げろということですよ、国のほうでは決まって8,200万ですので、一般財源のほうを、これをまた1億とか2億とか出せば、それは金額的には多くなると思うんですよ。それだけの財力は、菊川市に私はないと思っているので、だから、この辺のところを今後民生費というのはコロナ禍の状況で、これからも見ていかなきゃいけないなと思っています。

○委員長（小林博文君） 13番 倉部委員。

○13番（倉部光世君） 13番です。そこの線引きは非課税世帯という形なんですけど、実は、例えば定年退職をされて、その翌年は退職金とか、働いていたお金があるので、税金どんと来るんですけど、その翌年、働くのをやめてしまうと、うっかりと非課税になってしまって、もらっていいのかしらと言っている方をちょっと聞いたことがあるんですけど、その人たちは、要は、財産とか、お金もあるのに非課税という線引きだけで払われている方もいる。私もそれ見て、えっ、そうなのかなとちょっと思ったりしたんですけど、そこは、局長はよくご存じかもしれません。線引きするのが難しいと言われれば、確かにそうなのかなと思いますけど。

〔発言する者あり〕

○13番（倉部光世君） 何かそういうところが、何か平等になる方法があったらと思ったりもしますが、難しいですね。

○委員長（小林博文君） 12番 織部光男委員。

○12番（織部光男君） 12番 織部です。本当に漏れることがなく、仕事がなくなって、所得がなくなった方にポイントで払えるような制度、だから私は福祉課の部長とかとも話をしたんですけども、結局その対象者を決めるのにすごく金をかけているんですよ。結局所得は何年度の何月で設定して、それを抽出しなきゃいけないというような問題があって、それを毎年やるんでなくて済まないのかというようなことも話したことはあるんですけど、なかなかそれもできないと、だから無駄な金と私なんかは思うんですけども、的確に漏れのないようにやるためにはかなり金もかかる。そして、ここに書いてあるように、労務費のほう金額が計上されているわけですよ。

だから、私は、先ほどの補正予算のときも質問しましたが、漏れがあったらいけないから、所得が少なくなった人に対してのクエスチョン、どういうふうな形でやっているのかというのが問題だと思うんですよ。そこのところをやはり我々は注意をしていかなきゃいけないのかなと思ったりはしています。

以上です。

○委員長（小林博文君） そのほかどうでしょうか。

ちょっと私も意見を言わせていただきます。すみません。この陳情内容を見ますとおり、困窮している方へ免税とか、補償・給付型の対応をお願いしますということで、このコロナが始まった当初、何がどう困っているのかというのを手探りの状態で、国がいろんな制度を打ったりとか、県や市が対応してきました。先ほどあるとおり、困っている方には、極力一番困っている人が、困っているところに届くのが理想なんです、その対応が今のとおり、調査するとか、実際にどうだということの事実関係がなかなか難しいと、そうすると、国、行政側としては、まず全体的に一回補助しようとかという全体の、言い方は悪いですけど、ばらまきというような言い方をしましたが、一斉給付ということもやります。

しかも、それでもまだ困っている人がいるんじゃないかというところを部分的に、今言ったこういう所得の人で、ちょっと切っちゃう形になるんですが、ここまでの人にもう一回補助しようとかという形を取っていますとか、子どもさんがいるところは大変だから補助しようとかというところ、いろんな制度を国、市なんかは考えていると思ってるんですが、そこを先ほどこれでどういうことをやったらいいんだというところでは、陳情者の方からは、政治家というのは、特に私たち市議のことだと思いますが、市議会議員が考えてやるべきではないかというお話もあったんですが、私たちは、ご存じのとおり、予算を組み立てる権限がありますので、国、県が出してきたり、市が出してきた政策について、これが本当に織部委員がおっしゃる満遍に、欲しいところに本当に届いているのかというところを精査するというところに注力が注がれると、そうすると、なかなか個々の人の意見を聞いて、それが全てを、一人一人について対応していくというところにはちょっと限界があるのかなという感じがいたします。

そうすると、先ほどの話に戻りますが、全体的に一回みんなが困っているんだということで補助を出す、まだ困っている人いるぞというところに補助を出すときに、どういうことが困っているんだ、どこが足りないんだというところは、そこを私たち政治家というんですか、議員が見極めるという力が必要だというところがここで問われているのかなという陳情だと解釈します。

そこら辺を見ると、なかなか今言った国から来る制度に、言い方が悪いんですが、この小規模自治体の一市が出したところではなかなか難しい。そうすると、国会議員に言ったような国としての内容を出すには、もっと大きな組織として動いていかないと、出さなければい

けない。

そうすると、逆のことがあって、そうすると、ピンポイントの人というよりも、満遍なくなってしまう。これが結局今届かない、届けば、一緒に届いていないという実態に結びついていると思います。その辺は、そこを突くのが今言った小さい自治体、地方自治体の市という単位だと思うんです。そこは今こういう形が盛れているんだというところを、今繰り返しになるんですが、議員側が探すところもあるんでしょうけども、困っている人は本当に困っているんだということを言える市の体制というのは必要なのかなという感じが今話を聞いていて伺いました。

その中で、市ができる範囲の中で対応すべきかなというような形が取ればいいんですが、この辺はなかなか陳情として上げたものについてどう対応してくれということを出すというのがなかなか難しいので、引き続き今市議会としていろんなところの意見を聞いてやっているというところは、今後も進めていかななくてはいけないというところは再確認したいと思っています。ちょっと長くなりました。

以上、私の意見として言わせていただきます。

そのほか皆さんから何かありますでしょうか。15番 内田委員。

○15番(内田 隆君) 15番です。このところで市民税と国保については、確かに前年度比というのでやられるもので、所得税はその年にお金が入ってこないから、全然所得税関係ないんですけど、たまたま前年度それだけの収入があると、1年遅れで入ってくるというものも、確かに非常に払う側が物すごい大変だということは事実ありますよね。職を失って、私、書いてある以上、もしやるならば、また本当に貸付制度みたいなものをもっと充実させるような、そういった納税相談をかけるとかというようなことをもしやるならやれる程度で、今言っているように、金額が決まらない限り、要するに市民税も国保税も決まらないというのが現実のルールで、これから先もずっと同じだと思うんですけど、そうなったときに、そういう納税相談というのをもっと充実させてやってあげるとかということぐらいしかできないんじゃないか、確かに免税にしちゃったら、あとその次大変なっちゃうので、そのときにどうしてもその間の問題についてそれぞれ、なら貸付制度なんか起こしてあげるとか、何かそんなことを考えるしかないのかなとは思いますがね。

○委員長(小林博文君) 生活が困窮している人というのがいろんな場面が考えられて、それをどうかというと、相談を受けて真摯に対応するということに行き着いちゃうんだよね。このことについて、もっとこうしてくれという陳情であれば、割とそのことでどうだという議

論にはなるわけですけど、ちょっと範囲が広過ぎるというか、漠然としちゃって、はい、やりますというときに何をやるかということになるとあれですけども、なかなか難しいのかなと。

〔「お願いしますというしかないです」と呼ぶ者あり〕

〔発言する者あり〕

○委員長（小林博文君） 参考意見は、あくまでも参考意見。

〔「これだけじゃないということ」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小林博文君） ですので、これに特化せずに、いろんなこの免除とか補償とか、給付の対応をしてほしいということだったと思うんですが、市が。

〔「車を買取る。それで、リースにはやるな、手元ではやる」「3年間、強いて人を雇って、それを受け入れるのはちょっと無理だね」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小林博文君） どうでしょう。ほかに皆さんご意見ございますか。参考意見は関係ないということで。

〔「関係ないんですけども」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小林博文君） 防戦ラインというふうにありますけど、よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小林博文君） それでは、一通りご意見が出されたようですので、採決したいと思います。よろしいでしょうか。本陳情を採択すべきという方の挙手を求めます。

〔「採択ね」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小林博文君） 採択すべき賛成という方の挙手を求めます。よろしいですか。

〔賛成者挙手〕

○委員長（小林博文君） 挙手なし。よって、本陳情は不採択すべきものと決しました。

それでは、23日の本会議で不採択とすべきものとの委員長報告を行います。

なお、委員長報告の作成につきましては、正副委員長に一任願います。

以上で、陳情5—3 コロナ禍、物価高騰により生活が困窮している方への経済対策のお願いする陳情書の審査を終了します。

それでは、倉部副委員長、閉会前の挨拶をお願いいたします。

○副委員長（倉部光世君） 皆さん長い時間、陳情のご審議ありがとうございました。改めて陳情はしっかり受け止めていかなければいけないことですので、なかなかここまで議論を交

わすことも少ないかと思いますが、充実した議論をしていただきまして、ありがとうございました。

○委員長（小林博文君） 以上で、教育福祉委員会を終了します。

○議会事務局長（落合和之君） それでは、互礼をもって終了したいと思います。ご起立お願いします。相互に礼。

[起立・礼]

○議会事務局長（落合和之君） ありがとうございました。

閉会 午後 4時35分